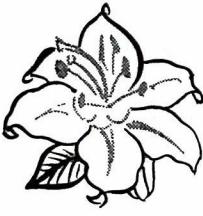




かわべ 議会報



第16号

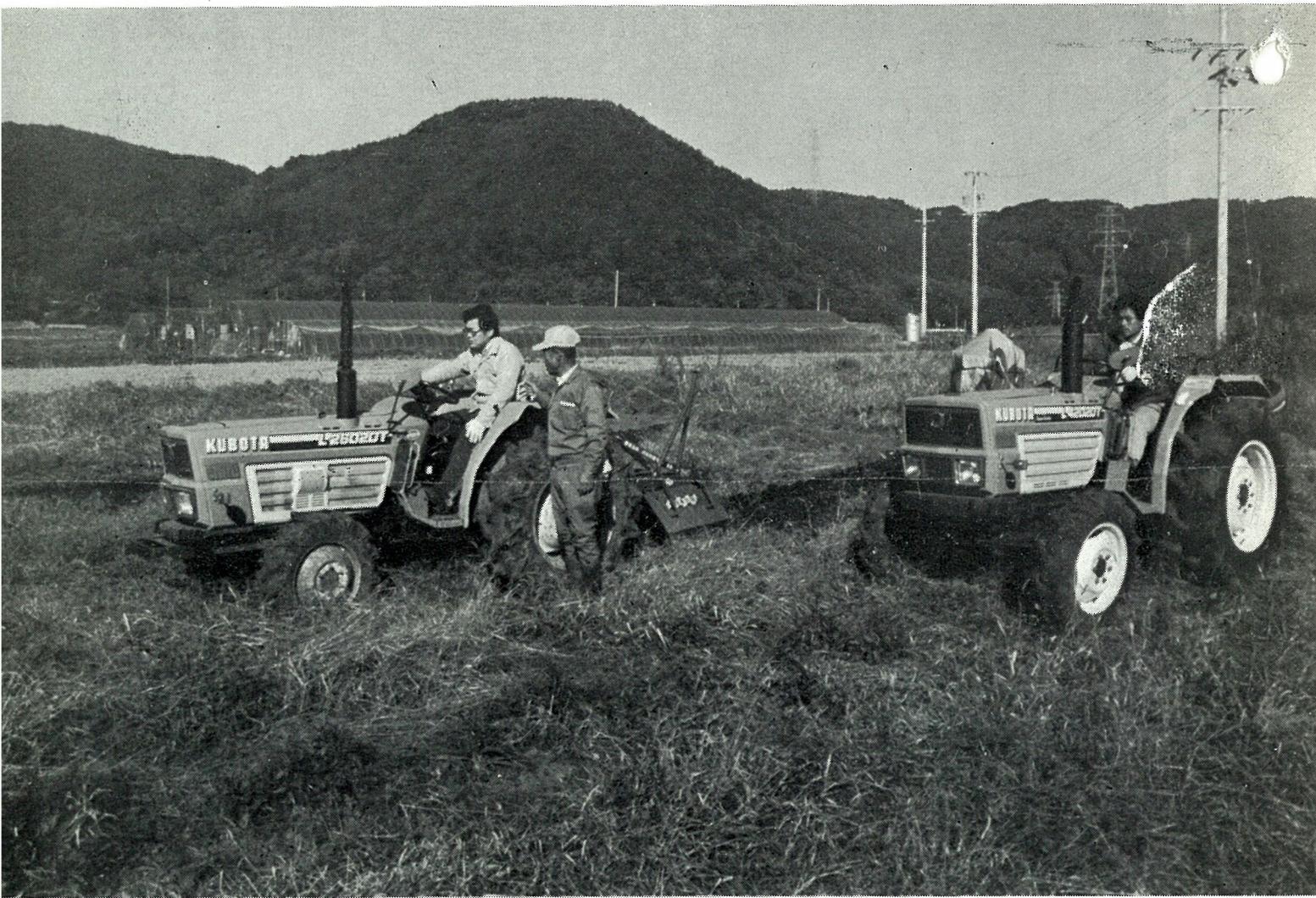
編集 議会報編集委員会

発行 川辺町議会

— 目 次 —

○議長就任あいさつ	2
○可決した議案	2~3
○議案に対する質疑・応答	4
○公民館使用料表	5

○決算審査の報告	6
○一般質問	7~9
○第3回臨時議会	10
○議会日誌	10



転作事業に活躍するトラクター

本年度から町農協では、転作事業を有効に進めるためにトラクターやコンバインなど大型農機具を導入しました。営農組合が、農協から機械を借りて委託農家の水稻、転作作物の栽培、収穫を行っています。

機械購入費用は、国が半額負担、残りは町と農協が負担しています。

計の決算を認定 円を追加補正

佐伯泉氏が議長に
 佐伯 泉 一票
 古田 隆 一票
 大谷 行 雄 一票
 船戸 進 一票
 (病欠および欠員各一名)

新しい常任委員会の
 顔ぶれ

任期満了により、次のように新しい常任委員会を構成しました。

総務文教委員会 委員長 吉田 岩雄 委員員長 山田 昌平
 委員員長 古田 隆 委員員長 岩井 静夫
 委員員長 大谷 行雄 委員員長 若井 道夫
 委員員長 船戸 進 委員員長 徳山 正一
 委員員長 栗山 正一 委員員長 佐伯 弘行
 委員員長 横山 駿 委員員長 佐伯 春雄
 委員員長 佐伯 泉 委員員長 佐伯 泉

佐伯春雄議長が一身上の都合により辞職願を提出されたので、これを承認し、議長選挙を行いました。選挙は、無記名投票で行い、佐伯泉氏が当選しました。

【議長選挙結果】

新常任委員会構成決まる

佐伯泉氏が議長に

委員員長 佐伯 泉
 委員員長 横山 駿
 委員員長 船戸 進

委員員長 渡辺 節
 委員員長 日下部 信夫
 委員員長 佐伯 春雄
 委員員長 大谷 行雄
 委員員長 佐伯 泉

土木委員会 委員員長 栗山 正一

副委員長 委員員長 佐伯 弘行
 委員員長 佐伯 泉

委員員長 佐伯 泉
 委員員長 佐伯 泉

委員員長 佐伯 泉
 委員員長 佐伯 泉

議長 佐伯 泉

可決した議案

昭和五十六年第三回定例会が、九月二十一日から三十日までの十日間開かれました。提出された案件は、人事案件八件、条例の改正一件、補正予算三件、決算の認定四件、ほかに陳情書一件です。なお、今定例会において、佐伯泉氏が議長に選ばれました。

議長就任あいさつ



議長
佐伯 泉

去る九月二十一日の第三回定例会におきまして、不肖私、議員各位のご推挙によりまして、議會議長の要職に就任することになりました。

もとより浅学非才の身で、その器ではございませんが、町内および議員各位の友情とごんたつをいただきまして、その大任を全うする所存でございます。

また、議会運営に当たりましては、不偏不党・公正无私の立場を堅持し、円滑な運営を図るために尽力する覚悟でござります。

時あたかも、川辺町の発展を象徴する中央公民館が完成し、また東小学校校舎の改築がなる

など、町民念願の諸事業が着々と進展しつつあり、一層の躍進が期待されています。

事情はこうした期待とはうらはりに困難さを見せはじめております。今後の町政発展のためにには、町民各位の英知を結集し、ひと工夫もふた工夫もしなければならないと考えます。

これまでの諸事業完遂には、町民各位のなみなみならぬ、ご理解とご協力があつたればこそと、深く感謝申し上げるしだいございますが、今後もなお一層のご支援、ごべんたつを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではござりますが、議長就任のごあいさつといたします。

略歴

昭和五十年九月議会
 議員に初當選以来現在

二期目。

この間、五十年九月
 に総務文教副委員長、

五十二年九月副議長、

五十四年九月副議長を

歴任。

第3回定例会

昭和55年度各会

昭和56年度 一般会計 854万

馬場亨氏が教育委員に

遠藤豊氏が固定資産評価
審査委員に



中央公民館完工式

=中川辺で

小栗美好氏が任期満了により勇退されたので、馬場亨氏（左）^{（元）}下吉田四七一^{（元）}、農業^{（元）}が新しい教育委員に任命されました。
△馬場亨氏の略歴▽
食糧厅勤務、郡上、羽島、加茂、高山、岐阜の支所長を歴任、昭和五十五年退職。

栗山数治氏が死去されたので、遠藤豊氏（左）^{（元）}中川辺五三一^{（元）}、農業^{（元）}が新しく固定資産評価審査委員に選任されました。

公民館条例の一部を改正
中央公民館の完成により、条例を整備しました。これまでの「川辺町公民館」を「川辺町中央公民館」へと改名しました。

これにより昭和五十六年度一般会計の総額は、十八億八千八十五万九千円になりました。

【歳入】（△は減額、単位千円）

国庫支出金 △九三〇 五〇〇

県支出金 二、九八四 五〇〇

寄付金 二、九八六 五〇〇

繰越金 五、九八六 五〇〇

【歳入】（△は減額、単位千円）

総務費 九〇〇 九〇〇

衛生費 一一六 一〇〇

農林水産業費 △二八二 七、八〇六

教育費 七、八〇六 七、八〇六

国民健康保険事業特別会計に二十六万四千円を追加

昭和五十五年度国庫支出金助産費補助金超過交付返還金として十八万六千円、医者にかかる時の医療費を加入者に通知するための

「と、「川辺町公民館下麻生公民館」を「下麻生公民館」と呼ぶことになりました。
使用料も改正になりました（五

ジペーを参照）。

一般会計に八百五十四万円を追加

主なものは、農業振興費百九十一、農業^{（元）}が新しく固定資産評価審査委員に選任されました。

郵便料として七万八千円、これに

より昭和五十六年度国民健康保険事業特別会計の総額は、三億九百

円一千円になりました。

水道事業会計を補正

中井地区^{（元）}中川辺^{（元）}の道路新設事業により、配水管を布設するため資本的支出を三百五十八万二千円増額しました。なお、資本的収入は、不足する三百五十八万二千円を前受金で補てんします。

昭和五十五年度決算を認定

昭和五十五年度の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算を、いずれも認定しました。

各会計の決算総額は次のとおりです。

一般会計

歳入二三億三二七三万〇五五一円

歳出二一億八三五六万七三四九円

翌年へ繰越三九一六万三〇三円

国民健康保険事業特別会計

歳入二億八八〇万九一三五円

歳出二億七五一三万〇三八三円

翌年へ繰越二三六七万八七五二円

農業共済事業特別会計

歳入一五五七万一六六円

歳出八四八万八〇七二円

翌年へ繰越七〇八万三〇九四円

学校給食共同調理場特別会計

歳入五六五六万六四〇一円

歳出五六五五万六五二一円

翌年へ繰越九八八〇円



下麻生公民館

下麻生で

改正する条例

問 今回、川辺町公民館下麻生公民館を下麻生公民館に改め、川辺町を付けない理由は何か。

答（教育長） 地域公民館としての性格を強く持たせる意味で、川辺町の文字を取った形にした。

問 下麻生公民館を独立した形にすると、新たに館長を選ぶことになるのか。

答（教育長） 公民館長を設置することとは考えていないか。

問 施設として拡充するとかなり問題点もあると思うが、どのように構想を持っているか。

答（教育長） 施設そのものを整備するには、用地的な問題があるので、館の中の設備について徐々に充足していきたい。

問 将来構想として地域公民館を各地区に造っていく計画は検討されているか。

答（教育長） 町の長期計画の

◎公民館条例の一部を改正する条例

問 今回、川辺町公民館下麻生公民館を下麻生公民館に改め、川辺町を付けない理由は何か。

答（教育長） 地域公民館としての性格を強く持たせる意味で、川辺町の文字を取った形にした。

問 下麻生公民館を独立した形にすると、新たに館長を選ぶことになるのか。

答（教育長） 公民館長を設置することとは考えていないか。

問 寄付を受けた時点で、購入物について要請はあったか。

答（教育長） 東小学校の教育備品に使用してほしいということです、特に給食器具を購入してほしい、あとはオルガン等の楽器を購入してほしいという希望がありま

問 地区集会所修繕補助五十五万円と四十四万円はどこか。

答（総務課長） 五十万円の方が下川辺、四十万円の方が下飯田です。現在は、申請の段階での予算が通りしだい回答する予定です。

問 中央公民館の各会議室に設置するもので、外線を中継する電話です。一台ごとに債券が必要となっていきます。

答（教育長） 公民館の各会議室に設置するもので、外線を中継する電話です。一台ごとに債券が必要となっています。

九月二十二日（二日目）議案に対する質疑を行いました。質疑は、議案ごとに順次行われます。ここに掲載しました質問および執行部の答弁については、紙面の都合により要約しております。

議案に対する質疑・応答

東小完工式(10/31) 比久見で

りと説明にあるが、いつ、だれが持つてこられたか。

答（教育長） 九月に入つてからです。

答（教育長） 下飯田、福島、比

久見、下吉田のそれぞれの区の名前で預かりました。

答（教育長） 寄付の集め方は、どのような形で行われたか。

答（教育長） 各区が、自主的に行つたもので、方法についてはわかりません。

答（教育長） 寄付を受けた時点で、購入物について要請はあったか。

答（教育長） 東小学校の教育備品に使用してほしいということです、特に給食器具を購入してほしい、あとはオルガン等の楽器を購入してほしいという希望があります。

答（教育長） 公演料百万円は、今回の中央公民館完工時の記念行事の経費ですか。

答（教育長） 中央公民館の落成記念として行う「すわらじ劇団」の公演経費です。

答（教育長） 十一月一日の完工式記念講演の講師藤本義一氏の経費はどうなっているか。

答（教育長） 藤本義一先生の講演料については、当初予算の文化講演費で計上している。

答（教育長） 公演料百万円は、このものですか。

答（教育長） 従前の中央公民館にあったものを移転取り付けするものと、ビジネスホーリ七台と、有料のピンク電話機の計十台の取り付け工事費です。

答（教育長） 電話取付料二十七万六千三百円は、どこのものですか。

答（教育長） 従前の中央公民館にあったものを移転取り付けするものと、役場庁舎からの内線を

移転取り付けするものと、ビジネスホーリ七台と、有料のピンク電話機の計十台の取り付け工事費です。

答（教育長） 二十一万七千円はどういうものか。

問 電話取付料二十七万六千三百円は、どこのものですか。

答（教育長） 従前の中央公民館にあったものを移転取り付けするものと、役場庁舎からの内線を

移転取り付けするものと、ビジネスホーリ七台と、有料のピンク電話機の計十台の取り付け工事費です。

答（教育長） 二十一万七千円はどういうものか。

問 電話取付料二十七万六千三百円は、どこのものですか。

答（教育長） 従前の中央公民館にあったものを移転取り付けするものと、役場庁舎からの内線を

移転取り付けするものと、ビジネスホーリ七台と、有料のピンク電話機の計十台の取り付け工事費です。

答（教育長） 二十一万七千円はどういうものか。

問 電話取付料二十七万六千三百円は、どこのものですか。

答（教育長） 従前の中央公民館にあったものを移転取り付けするものと、役場庁舎からの内線を

移転取り付けするものと、ビジネスホーリ七台と、有料のピンク電話機の計十台の取り付け工事費です。

答（教育長） 二十一万七千円はどういうものか。

川辺町公民館使用料（適用は昭和57年4月1日から）

1. 中央公民館

(单位 円)

時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長
使用区分		9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～21時	1 時 間ごと
ホ ー ル	平 日	5 , 000	7 , 000	9 , 000	20 , 000	2 , 500
	休 日	7 , 500	10 , 000	13 , 000	30 , 000	3 , 500
一 階	調 理 実 習 室	1 , 250	1 , 250	1 , 400	3 , 000	600
	第 1 研 修 室	750	900	1 , 000	2 , 000	350
二 階	第 2 研 修 室	1 , 000	1 , 150	1 , 400	3 , 000	500
	控 室	1 , 000	1 , 250	1 , 500	3 , 500	500
三 階	図 書 室	500	650	750	1 , 500	250
	視 聴 覚 室	1 , 250	1 , 400	1 , 750	4 , 000	650
	和 室	1 , 000	1 , 250	1 , 400	3 , 000	500
第 3 研 修 室		650	750	900	1 , 500	300

※図書室使用料は、図書閲覧以外の使用的場合、冷暖房料については使用料金表の二割に相当する額。

舞台音響・照明・設備・その他

(单位 円)

名 称	単 位	使 用 料	名 称	単 位	使 用 料
拡声装置（マイク1本付）	1 式	1,000	フットライト	60灯	1 列
ワイヤレス装置（マイク1本付）	1 式	500	ロアーホリゾントライト	60灯	1 列
はね返りスピーカー	1 台	250	金 屏 風		1 双
コンデンサー型マイクロホン	1 台	250	平 台		1 台
ダイナミック型マイクロホン	1 台	250	毛 セ ん		1 枚
マイクエレベーター	1 基	250	赤 白 幕		1 張
ズーム型マイクスタンド	1 台	100	浅 黄 幕		1 式
床上型マイクスタンド	1 台	50	演 台		1 台
卓上型マイクスタンド	1 台	50	花 台		1 台
レコードプレーヤー	1 台	400	大 太 鼓		1 式
テープレコーダー	1 台	250	指揮者台		1 台
第1ボーダーライト	54灯	1 列	400	指揮者譜面台	1 台
第2ボーダーライト	54灯	1 列	400	映写機、スクリーンを含む	1 式
サスペンションライト	12個	1 列	500	映写機持込料、スクリーンを含む	1 式
アッパー ホリゾントライト	63灯	1 列	300	ピ ア ノ	1 台
フロントサイドライト	12台	1 台	500	エレクトーン	1 台
シーリングライト	12台	1 台	500	O・H・P	1 台
センターピンライト	2台	1 台	500	拡声装置（第2会議室）	1 式
			視聴覚室施設		1 式
					250

① 公民館活動以外の用に使用するときは、表に定める使用料の二倍の額、商業宣伝を目的として使用する場合は、四倍の額とする。

② ホールのうち、舞台のみを使用する場合は、表に定める使用料の三割に相当する額。

③ 和室を二室に区分して使用する場合は、表に定める使用料の五割に相当する額。

④ 延長時間の算定は、一時間未満の端数が生じたときは一時間に切り上げるものとする。

⑤ 舞台装置、舞台照明、舞台設備およびその他の使用料金は、午前、午後、夜間を各一回とす

2. 下麻生公民館

(单位 田)

区分	5時間以内	1日
ホー ル	250	500
会議室	150	250

決算書を審査する特別委員会



役場議場で

決算特別委員会報告書

○昭和54・55年度の決算比較表(一般会計)

(歳入の状況)

単位千円

科 目	決 算 額		前 年 伸 び 率
	55年度	54年度	
町 税	373,235	337,188	10.7
地 方 譲 与 税	25,610	24,853	3.0
自動車取得税交付金	19,138	19,490	△1.8
娯楽施設利用税交付金	10,469	10,009	4.6
地 方 交 付 税	621,757	554,587	12.1
交通安全対策特別交付金	796	979	△18.7
分 扱 金 及 び 負 扱 金	9,765	8,318	17.4
使 用 料 及 び 手 数 料	41,984	40,602	3.4
国 庫 支 出 金	173,537	281,842	△38.4
県 支 出 金	66,681	58,152	14.7
財 産 収 入	23,480	26,618	△11.8
繰 入 金	249,494	8'371	2,880.5
繰 越 金	25,010	22,243	12.4
諸 収 入	132,671	110,668	19.9
町 債	449,100	522,900	△14.1
寄 付 金	0	3,000	—
合 計	2,222,730	2,029,823	9.5

※千円未満切り捨てたため合計額は異なります。

(歳出の状況)

単位千円

科 目	決 算 額		前 年 伸 び 率
	55年度	54年度	
議 会 費	39,709	36,111	10.0
総 務 費	277,424	201,696	37.5
民 生 費	286,857	272,296	5.3
衛 生 費	131,577	109,328	20.4
農 林 水 産 業 費	109,146	116,563	△6.4
商 工 費	14,209	11,417	24.5
土 木 費	225,229	332,225	△32.2
消 防 費	75,662	63,914	18.4
教 育 費	856,839	767,738	11.6
災 害 復 旧 費	1,139	1,743	△34.7
公 債 費	130,970	91,777	42.7
予 備 費	0	0	—
諸 支 出 金	34,800	0	—
合 計	2,183,567	2,004,813	8.9

※千円未満切り捨てたため合計額は異なります。

昭和五十五年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、農業共済事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計の各決算書は九月二十一日(一日目)に上程され収入役の説明を受けた後、決算特別委員会を設置し審査を付託しました。同委員会は、議会休会中の二十四、二十五、二十八日に会議を開き、各決算書の審査を行いました。各決算書は三十四号(十日目)の本会議において、委員長の審査報告を受けた後、全会一致で認定されました。決算委員会は次の五名で構成されました。委員長=船戸進、副委員長=栗山正一、委員=井戸徳、若井静香、桜井道夫。

昭和五十六年九月二十一日、定例会において審査の付託を受けた議案第三十四号から議案第三十七号までについて審査を終了したので、会議規則第五八条の規定により報告する。

審査事項

一、議案第三十四号昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算の認定について
二、議案第三十五号 昭和五十五年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

留意事項

事項別明細書の備考欄説明は、予算書の説明と対比しやすいものにすべきである。

年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、九月二十四日、二

十五日、二十八日の三日間会議を開き、付託された前記議案について審査した。
一日目、町長から当該年度の行財政全般にわたる概要報告、収入計歳入歳出決算の認定について審査した。前記議案を認定する。
二日目、前日に引き続き各課長の説明、委員の質疑を行った。三日目、委員がそれぞれ独自に証拠書類の調査と質問を行つた後、まとめの会議を開き、委員会が質疑した。
二日目、前日に引き続き各課長の説明、委員の質疑を行つた。三日目、委員がそれぞれ独自に証拠書類の調査と質問を行つた後、まとめの会議を開き、委員会が質疑した。
(質疑応答の内容は省略します)



第二艇庫のポート

中川辺で

一日から昭和五十七年三月二十日までの間は、漕艇場区域内における土砂採取許可はどの業者にも許可されていないと聞いておりますので、

今後、県漕艇協会、県保健体育課に、十二艇に増やすよう訴えてほしい。実現できるかどうか。

第三回定例会の一般質問は、三十日（十四日）に行われました。質問には二人の議員が立ち、町政全般について執行部の見解をただしました。

なお、ここに掲載した質問および答弁の内容は、紙面の都合により要約しております。

ております。

今後、県漕艇協会、県保健体育課に、十二艇に増やすよう訴えてほしい。実現できるかどうか。

川辺漕艇場問題

漕艇場に合宿所建設を
県へ働きかけよ

問 川辺漕（そら）艇場は昭和四十五年に開場以来、自然の環境と壮大なコースに恵まれ、利用者も幅広く各大会に上位入賞のチームを毎年送り出し、今や岐阜県川辺

漕艇場は全国に名声を高めています。

しかし、ここ一、二年伸び悩みの現状で、その要因は合宿所の不備と人員の収容力の不足の一言に尽きると考えられます。これは管

理者である教育委員会でも、年間の漕艇場使用計画表でよく認識してみえると思います。

昨年、議員研修会で三重県大台町の漕艇場を見学しましたが、このコースは川辺の比でなく、貧弱なものでした。しかしながら所の整備は完ぺきで、利用者も年間約一

万人および、商店街に与える影響も大であると聞きました。

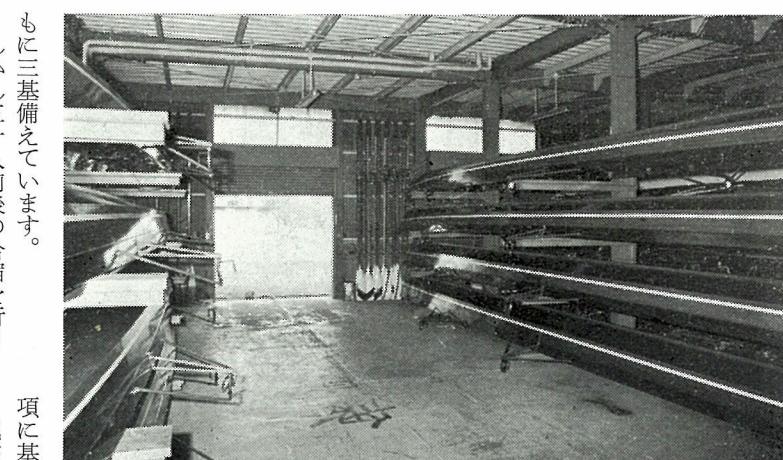
川辺町も青少年健全育成の観点から、岐阜県漕艇協会や、県保健体育課にその現状と合宿所建設を望む声を訴えてほしいが、どのように考へておられるか。

設備の増強はしているが
炊事能力まだ不足

答（教育長）現在、合宿所には五十人泊まる施設を持つていますが、東海地域規模の大会を行う場合には、合宿能力に余裕があります。前々年に行った全日本女子の大会では、町内の民家などに宿舎をお願いしました。

現在、合宿などは会議室も使用して一応処理できますが、機能的な問題として、炊事設備が不十分であることと、洗濯物の乾燥場がないことが課題となっています。

問 冬季も漕艇ができるのか



砂利採取によ
りできない

答（教育長）漕

艇場の冬季利用については、川辺ダムたん水区域内保全対策協議会が決定した川辺ダムたん水区域内の保全対策の実施要項に基づいて行われています。

現在、大脇興産が漕艇場区域内の一部に食い込む形で砂利採取の認可を受けており、漕艇場の冬季使用は事実上できないと思われます。

艇の増強をはかれ

答（教育長）川辺漕艇場は、六コースで競技が行えると聞いておりますが、六コースで二グループ以上がレースを行うには、現在ある八艇

の協力を得まして、炊事架台を増やし、現在は流し台、コンロ台と

あります。今後、県財政側と予算折衝に入つて、不足ではないか。大学や高校のチームからそういう声を聞い

一部増艇をはかるため

答（教育長）現在、艇はナックルフォア、シェルフォア、シングルスカル、ダブルスカルなどが置いてあります。

ナックルフォアは最近、更新されたもので八艇、シェルフォアは二艇ありますが、現在高等学校体育連盟漕艇部が伝えるものをみるとナックルフォアからシェルフォアへの移行が行われつつあります。

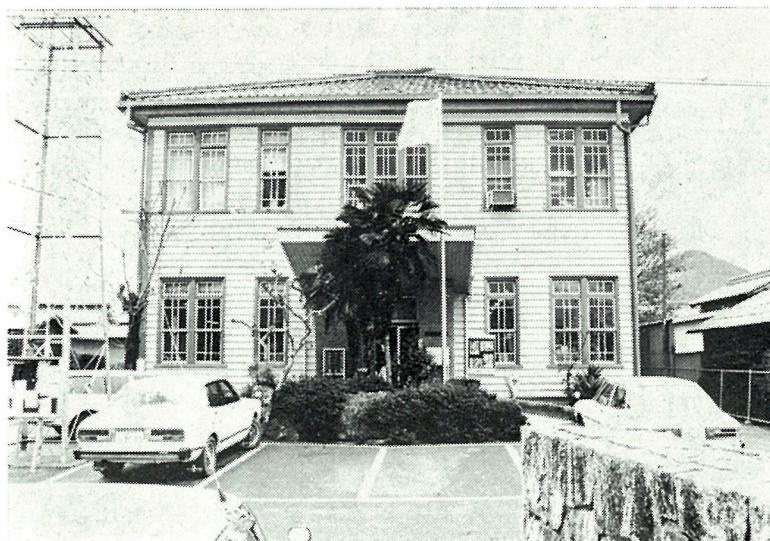
そうしたことでも考え、県保健体育課との間で、シェルフォアを二艇ふやすことも話し合つております。シングルスカル、ダブルスカルは、旧規格艇しかなく、試合の場合は持ち込み艇で行つているのが現状で、現在規格にあったものを入れるよう予算措置を県にお願いしております。

一部の艇については、来年のミニ国体に向けて整備するよう、県保健体育課も予算要求をすることにしていますが、いまのところ確実に入るという見通しはありません。

臨調答申と町政

国民へのしわ寄せめじろ
押し 不当なものには反対せよ

問 第二臨調（第二次臨時行政調査会）が提出した答申の内容は、国民にすべてのしわ寄せをして、大企業奉仕、軍備拡張の路線は変えない形のものです。



地方公共団体は事務・事業の見直しと行政の合理化を

和洋のこの
ような不當な物について反対しなければならないと考
えるが、町長や財政相
当者はどのような評価をされておられるか。
また各課においてどのようく検討されています。
かをお尋ねします。

- ・「き改革方策」をみると
 - ・補助金の一割カット、受益者負担・融資への切り替えなど
 - ・国民健保給付費の一部肩替わりをはじめ老人医療制度改悪高額医療自己負担の引き上げなど
 - ・児童手当の所得制限強化や保育料の引き上げ、保育所の幼稚園化
 - ・義務教育学校の四十人学級実施の中止、教科書無償給与制度の廃止、育英奨学事業の改悪など、いくつかの問題を取り上げただけでも、私たち住民に直接か

町財政に厳しい制約と干渉が：。独自施策に最大の努力はらう

答（町長） 臨調答申の内容は仰せのとおりで、今後の町行政に、かなり厳しい制約を受けると予測していますが、町に任される範囲内で、最大の努力をはらつ

田原町の防衛をめぐらす。ならないと痛感しています。これについても、国からの干渉がおよんでくるのではないかと心配しています。しかし、町は町で、福社の後退をいう立場で研究し、福社の後退を避けていく考えです。

答（助役） 臨説答申の一覧書に取り組むべき改革方策は、昭和五十七年度予算編成に向けて緊急に取り組むべきものを、それを提示しているものと理解します。

おりで、町財政への影響については、まだ十分な検討をしていません

その後進展せず。グニ
ンドは引き続き借用

大隈用地問題

強い反対意見があつたのに保有税免除したのはなぜか

この前の議会の答弁によると、大隈用地の保有税免除について、審議会委員の中に、かなり強い反対意見があつたのに、結局免除することにしたということであるが、なぜそうなつたのか。
また取得分についてまで免除しなくともよかつたのではないか。

免除要件をみたし合法的
条件付けてやむなく免除

答（町長） 大隈鉄工所とはその後三回目の話し合いで、町としては、町の開発公社で買い戻すか、第三者の企業に譲つてもうて工場建設を進めたないと話しました。しかし大隈鉄工は、いま大口町（愛知県）で造成中であり、その経緯をみて同社 자체で考えていて

答（助役）審議の過程で、一部の委員から免除額が多過ぎるという意見があつた。しかし、県にも照会し研究しましたが、同用地が無料開放の形でグラウンドに使つていることから、税法上、合法的であり、最終的に「（免除も）やむを得んなあ」という形になつて

ています

きたいということで、町の希望
聞き入れてもらえなかつた。
町としては今後の状況をみて、
さらに交渉していきたいと考えて
います。

意見 具体的検討がされていない
いということだが、町行政を預かる
ものとして、もっと敏感に対応
してほしい。町長は、住民の命と

なお、特別土地保有税は今年も免除申請がありましたが、今年は納めてもらいました。

てきたということです。

当時、スポーツ活動が非常に盛んになってきて、グラウンドが不足していたため、当時の町長も斯くして、審議会の意見も聞き行政的に判断してやったということです。

答（産業課長＝前税務課長）

取得分の免除については、五十四年の審議会で審議し、子会社（大隈エンジニアリング）から親会社（大隈鉄工所）に（名義が）変わっただけなので、免除はやむを得ないということになった。しかし住民感情もあるので早期に廃止するということで、（早期進出の）要望決議を付して免除したものです。



町道改良

中央公民館前の町道に歩道と照明について

問 町道中西線のうち県道から北へ一部歩道が整備されたが、それから先は従来のままです。

中央公民館が完成すると、当然交通量もふえてきます。この道路は中学生の通学道路でもあるので、交通安全対策として歩道の設置が必要と思うがどうか。

その他の

歩道は用地取得で実現困難、照明はつけます

答（土木課長） この個所は道幅が四・五メートルしかなく、二車線に歩道をつけるには三・五メートル不足している。沿線には住家が四戸あります。実施するには、家屋の移転が必要になるので、かなり困難である。

現在検討しているのは、東濃信用金庫横から中西線に通ずる道路の新設と、公民館裏から一本通り抜けの道路をつくることである。照明灯の設置は、位置の問題があるが、よく検討し早急に対処する。

答（産業課長） 十二月一日現在の融資枠予定額は千九百三十五万三千円とみており、昨年実績からみて現行枠で運用できると思う。融資枠に不足が生じた場合は、上司とも相談し、緊急対策を講じ不便をかけないよう努力する。

十分確保されているか。

② 生活困窮者の年未対策として、どのような施策が考えられるか。

小口融資・十分に対処する

十分確保されているか。

② 生活困窮者の年未対策として、どのような施策が考えられるか。



中川辺駅前 交差点

北小横の排水路にふたを年未見舞金

問 北小横に造った沈砂池と道路の間の黒谷排水路をまたぐ排水路（旧川辺用水路）の鉄製部分にふたをすべきではないか（沈砂池へ子どもが入らないために）。

答（教育長） なんらかの処置をします。

（年末対策）

小口融資の資金枠の確保を

生活弱者への施策はどうか

問① 小口融資の年末融資枠は

に交通指導員を常置してはどうか。

また駅前区間、できれば羽黒石油から石神の信号機までの区間を四十キロに速度制限することができます。

問題があるので十分検討したい。

速度制限は関係当局にお願いし実現の努力をする。

関係当局へ申し入れ

答（町長） 交通指導員は人の問題があるので十分検討したい。

速度制限は関係当局にお願いし実現の努力をする。

第三回臨時議会

第三回臨時会は、七月三十一日午後一時に開会され、川辺北小学校校庭内の用水路に関する二案件について審議を行いました。同日可決した議案についてお知らせします。

北小内水路撤去の陳情書——不採決

町の計画により実施

北小内の水路を暗きよに

昭和五十六年第一回定例会において、審査の付託を受けた川辺北小学校水路に関する陳情書について、総務文教委員長より審査報告があり、審議した結果、委員長報告のとおり決定しました。委員長報告は、次のとおりです。

審査結果

本件について付託を受けてから四回にわたり総務文教委員会を開催し、慎重審議を重ねてきましたが、昭和五十六年七月二十七日に川辺北小学校PTA役員より、本件にかかる補足的文書が議長（町長あてにも提出されている）あてに提出されました。その要旨は、「かねて陳情申し上げておりました川辺北小学校校庭の用水路については、種々ご検討いただいておりますが、町にお

いて計画されました施工法（床用鋼板伏越し）で行われますようお願いします」というものであり、同日、午後二時より当委員会を開催し、種々検討・審議しました結果、昭和五十六年三月九日付で川辺北小学校PTAより提出の陳情書については不採決とし、町計画による施工法で児童の安全等、十分考慮して実施すべきものと決定しました。

一般会計に

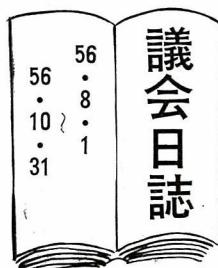
八百七十万円を追加

川辺北小学校外構工事（校庭内の用水路暗きよ工事）を行うものであります。これにより昭和五十六年度一般会計の総額は、十八億七千二百三十一万九千円になりました。

【歳入】
緑越金
教育費

（単位千円）
八、七〇〇
八、七〇〇

議会日誌



8月4日	木曽川右岸利水協議会 上水道部会定期総会に出席（美濃加茂市役所）。	9月7日	土木委員会協議会開催、事業進捗状況について協議。	10月14日	厚生経済委員会開催、九月定例会で付託のあった喚願書について審査。
8月6日	高山線・太多線複線電化促進協議会理事会に議長出席（美濃加茂市役所）。	9月8日	飛驒・木曽川国定公園協会通常総会に副議長出席（美濃加茂市文化会館）。	10月15日	県町村議会議長会定期総会に議長出席（郡市町村委会館）。
8月7日	土木委員会協議会開催、事業進捗（ちょく）く）状況について協議。	9月11日	総務文教委員会協議会開催、昭和五十六年度補正予算および条例の改正について協議。	10月17日	土木委員会協議会開催、事業進捗状況について協議。
8月13日	可茂消防事務組合および可茂衛生施設利用組合の議会に議長出席（可茂衛生センター）。	9月16日	第三回定例会の運営について協議。	10月18日	国道四一八号線整備促進期成同盟会設立総会に土木委員長出席（可茂総合庁舎）。
8月17日	名濃バイパス建設促進期成同盟会総会に議長出席（美濃加茂市文化会館）。	9月18日	可茂消防事務組合議会に副議長出席（美濃加茂市）。	10月27日	町村議会事務局長研修会（郡市町村委会館）。
8月18日	総務文教委員会協議会開催、中央公民館の完成式について協議。	9月21日～30日	第三回定例会開催、提出議案十七件について審議。	10月27日	川辺東小学校および中央公民館の完工式。
8月24日	多治見市外十三市町伝染病予防組合議会に副議長出席（多治見市役所）。	9月24・25・28日	決算特別委員会開催、昭和五十五年度会計決算書について審査。	10月31日	郡議長会（可茂総合庁舎）。
10月1日	県総合防災訓練に副議長出席（中津川市）。				

編集後記

■「かわべ議会報」第十六号をお届けします。

■去る十月三十一日に中央公民館完工式が行われ、十一月よりオープニングしております。町民皆様のたくさんご利用を議員一同願っています。